

種苗法について

～法改正の概要と留意点～

1. 植物新品種保護制度について

種苗法の概要

- 種苗法は、品種登録制度と指定種苗制度で構成されている。
- 品種登録制度により、新しく育成された品種が出願され、登録されることにより育成者権を保護している。

<種苗法の目的>

品種登録制度

新品種を育成した者に、登録により一定の権利を与えることを通じて、品種の育成を振興

指定種苗制度

種苗の表示に関する規程*を定め、種苗の流通を適正化

表示事項

- ①種苗業者の名称及び住所
- ②種類及び品種名
- ③生産地
- ④有効期限及び発芽率
- ⑤数量
- ⑥その他（農薬の使用回数等）

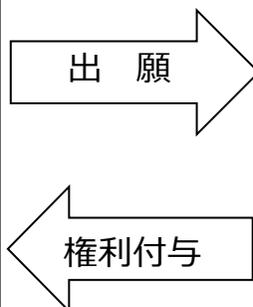
農林水産業の発展

国民生活の向上

品種登録と育成者権の付与・保護

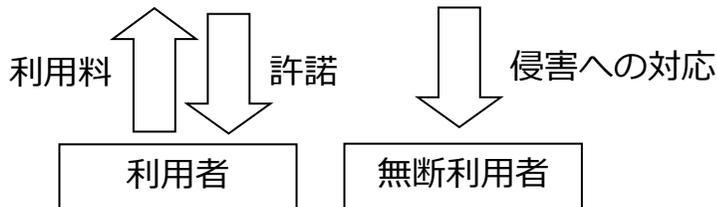
- 新たに植物品種を育成した者は、国に登録することにより、知的財産権のひとつである「育成者権」を得て、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。

育成者（新品種）
育成者権
権利の存続期間：最長25年
（果樹等木本の植物は最長30年）
登録品種の「種苗」、「収穫物」
「加工品」を、業として利用する
権利を専有



登録の要件

- ・ 区別性 } これらを判定するための栽培試験は種苗管理センターで実施
- ・ 均一性 }
- ・ 安定性 }
- ・ 未譲渡性(最初の譲渡から1年以内。外国においては4年(果樹等木本は6年)以内。)
- ・ 名称の適切性



【育成者権の効力の範囲外の行為】

- ・ 試験又は研究の目的での利用

※改正種苗法による変更点

- ・ 海外持出し制限や指定国以外への輸出、国内の栽培地域指定がなされている品種の利用条件に反した利用には、育成者権者の許諾が必要。
- ・ 農業者による登録品種の種苗の増殖は、令和4年4月より自家増殖を含め、育成者権者の許諾が必要。

民事上の請求

- ・ 差止請求
侵害の停止・予防、侵害物等の廃棄を請求
- ・ 損害賠償請求、不当利得返還請求
- ・ 信用回復の措置の請求
業務上の信用を回復するのに必要な謝罪広告の掲載等を請求

刑事罰

- ・ 懲役又は罰金
個人：10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金（併科可能）
法人：3億円以下の罰金

関税法による措置

税関において、育成者権侵害物品の輸出入を取り締まり

優良な新品種が支える我が国農業

- 植物新品種は我が国農業の発展を支える重要な要素である。
- 環境や消費者の嗜好に合った新品種の開発により、生産性の向上や付加価値が増加し、**農業者も消費者も利益を享受している。**

【超多収米】

通常の1.5倍となる800kg/10a以上の収量を期待できる極多収の水稻「とよめき」



【むきやすい栗】

渋皮が簡単にむけて、調理も簡単な画期的な和栗「ぽろたん」



【病害に強い梨】

従来品種の弱点であった黒斑病に強い梨「ゴールド二十世紀」



【寒さに強く美味しい米】

耐冷性に加え、過去にない良食味を実現し、後のブランド米開発にも繋がった水稻「きらら397」



主な登録品種と一般品種の例

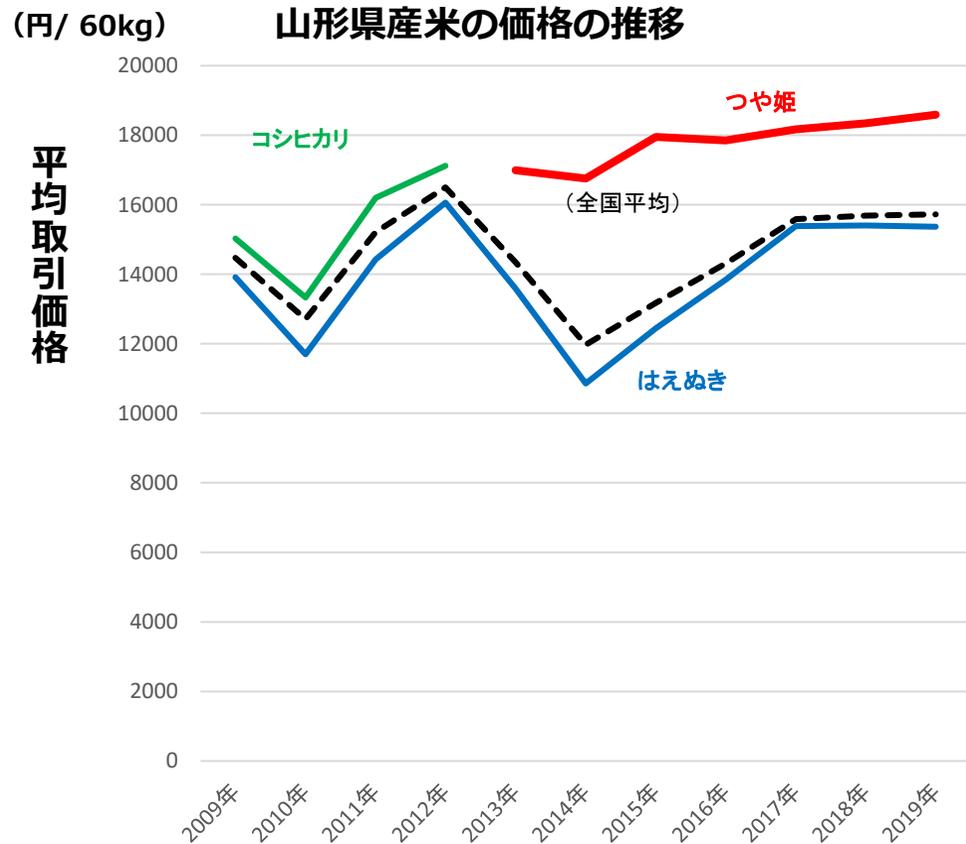
- 我が国の農産物の品種には、**一般品種**と**登録品種**があり、**ほとんどが一般品種**となっている
- 一般品種は、①在来種、②品種登録されたことがない品種、③品種登録期間が切れた品種である

品目	米	みかん	りんご	ぶどう	ばれいしょ	野菜
登録品種の割合	17%	3%	5%	13%	10%	9%

種類	主な一般品種	主な登録品種
コメ	コシヒカリ、ひとめぼれ、あきたこまち、ヒノヒカリ、はえぬき、きらら397、キヌヒカリ、ササニシキ	ゆめぴりか、つや姫、青天の霹靂、新之助、富富富、ななつぼし、恋の予感、金色の風、まっしぐら、こしいぶき
ばれいしょ	男爵薯、コナフブキ、メイクイーン、アーリースターチ	きたひめ
かんしょ	紅あずま、鳴門金時、安納芋、黄金千貫	ベにはるか、ベにまさり
ねぎ	春扇、龍ひかり、下仁田	ふゆわらべ
うんしゅうみかん	宮川早生、青島温州、興津早生	肥のあかり、北原早生、かごしま早生
りんご	ふじ、つがる、王林、ジョナゴールド	シナノゴールド、トキ
ぶどう	巨峰、ピオーネ、デラウェア、甲州ナリアガラ、スチューベン	シャインマスカット、ナガノパープル、オーロラブラックルビーロマン
いちご	とちおとめ、章姫、女峰、アイベリー、さちのか、とよのか、さがほのか	あまおう、きらび香、やよいひめ、スカイベリー、いちごさん、いばらキッス
カブ	玉里、恋ばな、京千舞	
キャベツ	春系305号、金系201号、冬くぐり	
キュウリ	マジカル1号、ハイグリーン、豊美、フリーダム	極光607
ダイコン	福誉、夏つかさ、冬自慢	サラホホワイト
トマト	桃太郎、りんか409、アイコ	すずこま、フルティカ
ナス	千両二号、筑陽、竜馬	あのみどり
ニンジン	向陽二号、彩誉、愛紅	
ハウレンソウ	ミラージュ、オシリス、クロノス	
メロン	アンデス、アムス、クインシー	アールス輝、イバラキング

適切に管理された品種への更新は農業者の所得向上につながる

- 登録品種は既存の品種と比べ優れた特長をもっており、栽培地域の限定や徹底した品質管理により差別化して販売しやすい。
- 優良な登録品種（ブランド品種）を用いた農産物は高値で取引されることが多く、無断栽培や海外や他の国内産地への無断持ち出しのリスクも高く、それによる逸失利益も大きい。
- 新品種の価値を維持するためには知的財産権の保護が不可欠である。



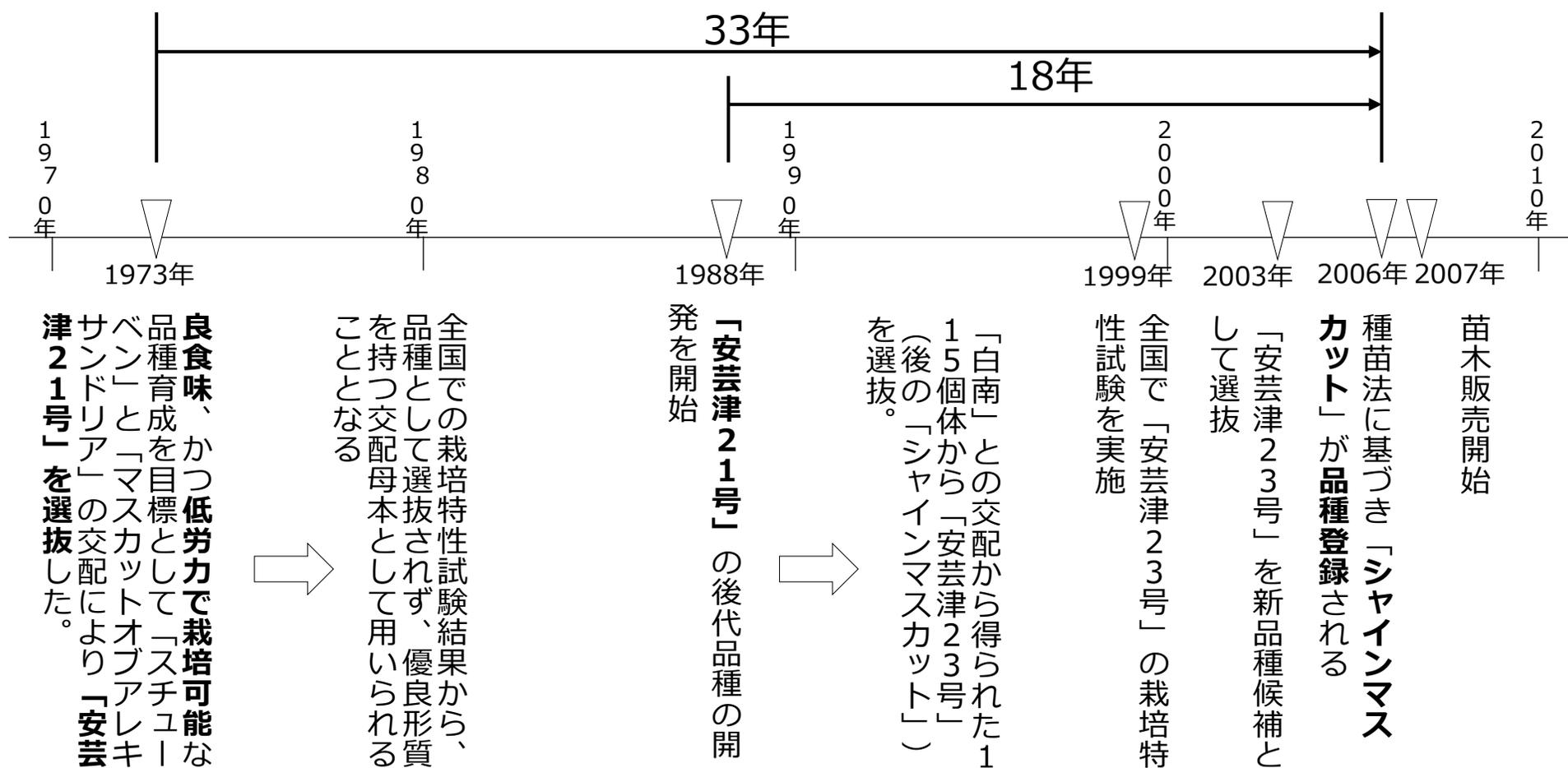
【種苗法による「つや姫」の取締り事例】

- 2012年4月 愛知県の農家が都内の米穀店から購入したつや姫の玄米から無許諾で種苗を増殖し、ウェブサイトを通じて埼玉県や宮城県の農業者に販売した。
- 山形県職員が確認し警察へ通報。捜査の結果被疑者を逮捕(同年7月)、起訴された。
- 山形地裁で懲役1年6月、執行猶予3年、罰金50万円の有罪判決が下された(同年10月)。

品種開発には多くのコストが必要

- 農研機構が開発したブドウ品種「**シャインマスカット**」は、品種登録まで親系統の「安芸津21号」の選抜から**33年**、「安芸津21号」の交配試験開始から**18年**を要している。
- この18年だけでも、**13人の研究者が品種開発に携わった**。

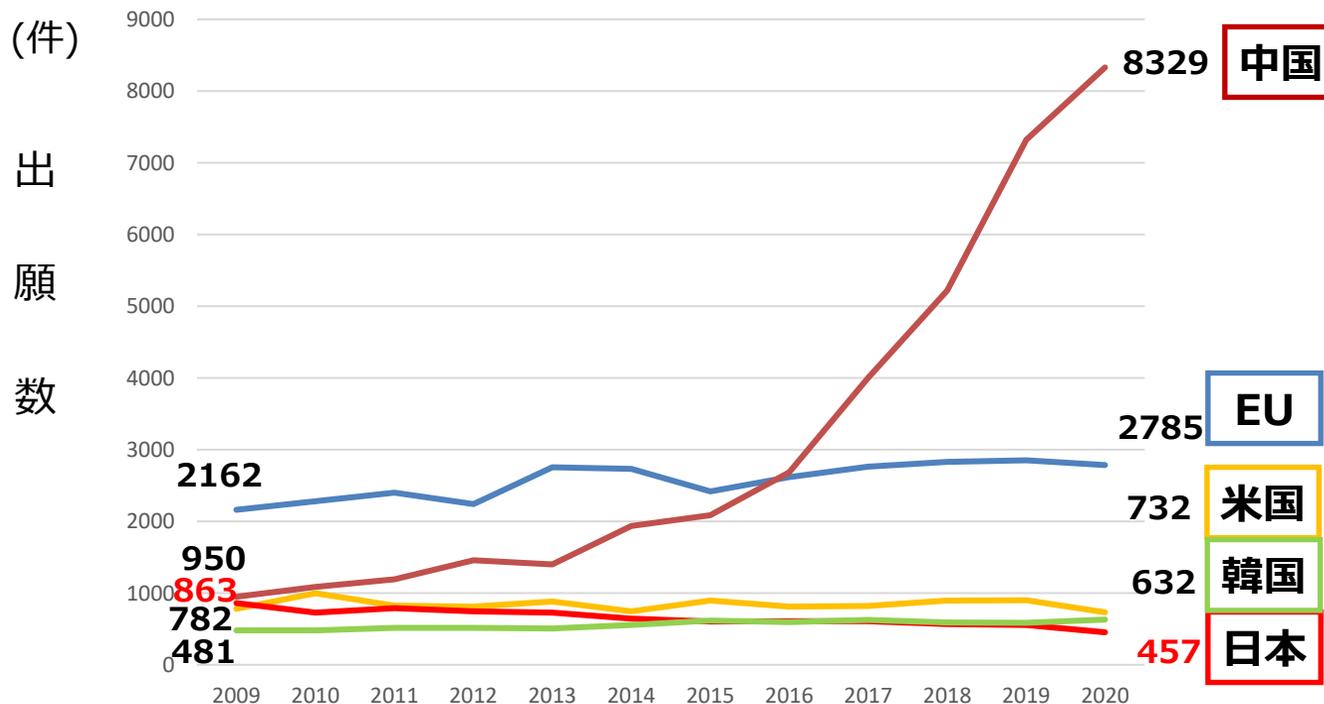
【(国研)農研機構におけるシャインマスカットの品種開発経過】



新品種の出願数の減少

- 環境や消費者の嗜好に合った品種の開発が常に行われることにより、生産性の向上や付加価値の増加に繋がり、農業者にも消費者にも利益をもたらす。
- 優良な新品種は我が国農業の強みの源泉でもあるが、我が国では新品種の出願数が減少傾向にあり、日本農業の競争力にも影響が懸念される。
- 品種開発の促進には、知的財産権の保護により投資が適切に回収される環境の改善が不可欠となる。

【各国における国内登録出願数の推移】



- 我が国の出願はこの10年で4割減少
- 現在は、中国、韓国の品種出願数にも及ばない状況

出典：UPOV
※"Residents"を国内出願分として集計

我が国で開発された優良品種の海外流出

【国内】

- ・シャインマスカットは我が国で育成されたブドウ品種
- ・甘みが強く、食味も優れ、皮ごと食べられることから、高値で取引



苗木が海外に流出

【中国】

- ・「陽光バラ」「陽光玫瑰」「香印翡翠」等の名称での販売を確認
 - ・「香印」を含む商標の出願（香印青提、香印翡翠）が判明
 - ・日本原産として、高値で苗木取引
- ※「香印」はシャイン (xiāng yìn) と発音



中国産「陽光バラ」 中国産「香印翡翠」
(約490円/パック) (約1,357円/kg)

【韓国】

- ・韓国国内でのシャインマスカットの栽培、市場での販売を確認

【東南アジア等】

- ・タイ市場で中国産、韓国産シャインマスカットの販売を確認
- ・香港市場で中国産、韓国産のシャインマスカットの販売を確認
- ・マレーシア、ベトナム市場で韓国産シャインマスカットの販売を確認



タイ市場で発見された中国産「陽光バラ」



タイ市場で発見された韓国産「SHINE MUSCAT」

生産物が更に輸出

海外への輸出可能性大

流出先国における市場の喪失

第三国における市場の喪失

2. 改正種苗法

改正種苗法の全体像

- 種苗法の一部を改正する法律は令和2年12月2日に成立し、9日に公布された。
- 主な条文の施行日は令和3年4月1日及び令和4年4月1日となっている。

- 1 輸出先国の指定（海外持ち出し制限）
[令和3年4月1日施行]
- 2 国内の栽培地域指定（指定地域外の栽培の制限）
[令和3年4月1日施行]
- 3 登録品種の増殖は許諾に基づき行う
[令和4年4月1日施行]
- 4 登録品種の表示の義務化
[令和3年4月1日施行]
- 5 審査手数料の設定と、出願料及び登録料引き下げ
[令和4年4月1日施行]

- 6 育成者権を活用しやすくするための措置
[令和4年4月1日施行]
 - ①特性表の活用
 - ②訂正制度の導入
 - ③判定制度の創設
- 7 職務育成規定の見直し
[令和3年4月1日施行]
- 8 在外出願者の国内代理人の必置義務化
[令和3年4月1日施行]
- 9 指定種苗の販売時の表示の在り方の明確化
[令和3年4月1日施行]
- 10 その他の主な改正事項
 - ・育成者権が譲渡されても、引き続き許諾の効力が有効となるようにする
 - ・裁判官が証拠提出命令を出すか否かの判断をする際に、対象書類を実際に確認できる手続を拡充する

育成者権の管理強化に向けた種苗法改正

改正前の課題

海外持ち出しの制限が不可能

登録品種が販売された後に海外に持ち出されることは、改正前の種苗法では違法ではなかった。

改正後

育成者が品種登録出願時に届け出ることにより、登録品種の種苗の海外持出制限が可能になった。

種苗の増殖実態の把握が不可能

自家増殖された登録品種の種苗を海外に持ち出すことは改正前の種苗法においても違法であったが、

- ①登録品種の増殖実態の把握や疑わしい増殖の差止め
- ②刑事罰の適用や賠償請求に必要な故意や過失の証明

が困難なことから、事実上販売や海外への持ち出しの抑止が不可能だった。

育成者権者が、これまで許諾不要であった農業者による自家増殖についても許諾制とすることが可能になり、登録品種の増殖実態の把握等が可能になった。

1 海外持ち出しにかかる育成者権の消尽の特例（海外持出制限）

育成者権の消尽による権利者の意図に反する持ち出しを制限するため、以下の手続きを経た場合に育成者権は有効となる。

- 出願者が**品種登録出願時**に
 - UPOV加盟国のうち**品種の保護が図られないおそれがない国**（「**指定国**」）を指定し、
 - 指定国以外の国への種苗の持ち出しを制限**する旨の利用条件を農林水産省に届け出ること、一旦育成者権者等により譲渡された種苗の保護国への輸出であっても、**指定国以外の国への種苗の輸出等(※)**に育成者権が及ぶこととなる。
- 「**指定国なし**」と届出を行うことで、全ての国への輸出について育成者権が及ぶ。

(※) 種苗を輸出する行為及び最終消費以外の目的をもって収穫物の輸出をする行為。

留意点

- 持出制限は出願時に届出が必要。事後的な追加は不可。
- 持出制限とは、育成者権者による輸出差止め請求及び損害賠償請求を行えるということであり、行政による処分ではない。
- 「**属地主義**」により、持出制限は海外での栽培差止めには使えない（海外での品種登録が必要）。

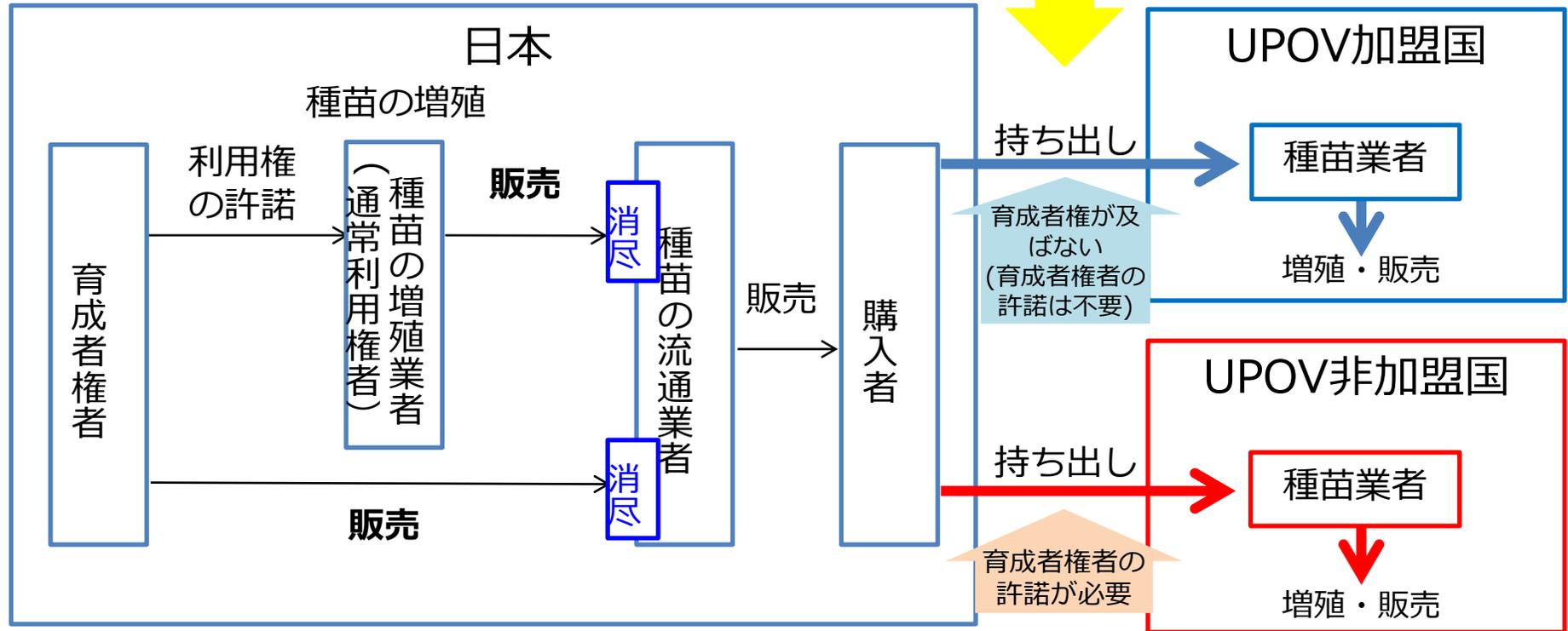
UPOV非加盟国の扱い

UPOV非加盟国への種苗の輸出については、全ての場合において個別の許諾が必要

UPOV非加盟国には国際ルールに基づく品種保護制度がない

(参考) 海外持ち出しにかかる育成者権の消尽の特例のイメージ

令和2年の種苗法改正で見直し



(参考2) 改正種苗法に基づく海外持出制限の届出実績

○品目別の届出及び主な届出品種（経過措置分）（令和3年12月20日現在）

※経過措置に基づく届出期間は令和3年9月30まで

届出数	4,888	登録品種	出願中品種
		3,778	1,110

主な品目	主な届出品種
稲	ゆめぴりか、青天の霹靂、つや姫、新之助、富富富 等
麦	ネバリゴシ、きたほなみ、きぬあかり、さぬきの夢2009 等
大豆	はたゆたか、いわいくろ、シュウレイ、黒っこ姫 等
かんしょ	べにはるか、クイックスイート、からゆたか、ハロウィンズスイート 等
りんご	ルビースイート、恋空（あおり16）、シナノリップ、サワールージュ 等
もも	さくひめ、ふくおとめ、なつっこ、おかやま夢白桃 等
ぶどう	シャインマスカット、ルビーロマン、クイーンルージュ（長果G11）、オーロラブラック 等
かんきつ	あすみ、せとか、湘南ゴールド、みえ紀南1号、紅まどんな、甘平 等
いちご	もういっこ、きらび香、あまおう（福岡S6号）、いちごさん（佐賀i9号）等
メロン	アルシス、ゆめてまり、イバラキング、TLタカミ 等
ネギ	ふゆわらべ、足長美人、湘南一本 等
花・観賞樹	リップルピーチ（サイトピー）、天女の舞（シクラメン）、銀河（アジサイ）等
茶	せいめい、さいのみどり、つゆひかり、鳳春、さきみどり 等

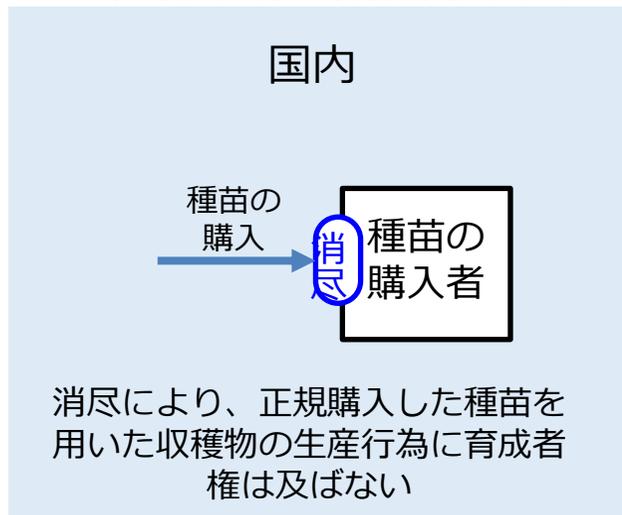
2 国内の指定地域外での栽培にかかる育成者権の消尽の特例

- 出願者が**品種登録出願時**に
 - 出願品種の産地を形成しようとする地域を「**指定地域**」として指定し、
 - 指定地域以外の地域での**収穫物の生産を制限**する旨の利用条件を農林水産省に届け出ることによって、一旦育成者権者等により譲渡された種苗等であっても、**指定地域外での収穫物（繁殖の用に供されないもの）の生産（栽培）には育成者権が及ぶこととなる。**

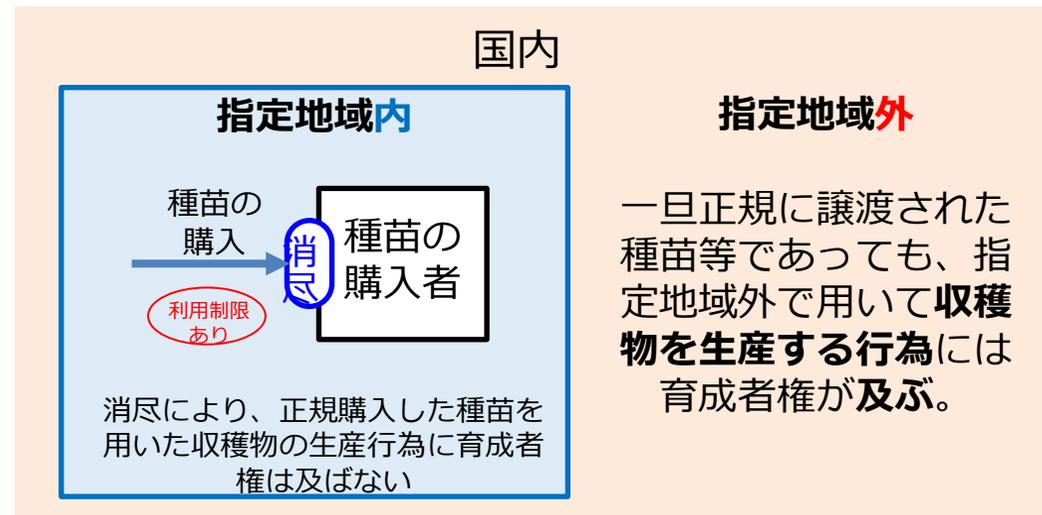
留意点

- 出願時に届出が必要。品種登録公示後に地域の追加及び制限の撤廃は可能。事後的に指定地域を狭めることはできない。
- 特定の地域に栽培を限定することで、産地形成を進めることを目的としているため、「指定地域なし」とする届出を行うことは認められない。

栽培地域の制限届出なし



栽培地域の制限届出あり



利用制限あり

利用制限の届出がされた登録品種については、種苗の譲渡等をする者は、利用制限が付されている旨及び利用制限の内容について種苗に表示する義務を負う。（新法第21条の2第5項、第6項）

3 自家増殖の見直し

- 自家増殖（農業者が自己の経営の中で収穫物の一部を次期作付用の種苗として使用すること）を含め、**農業者による増殖についても、全て育成者権者の許諾を必要**とする。
- 自家増殖を許諾制としなければ、育成者権者が品種の管理ができずに育成者権の適切な行使が困難。

メリット

- 農業者が育成者権を認識する機会が生まれる
- 育成者権者にとって開発費用の適正な回収が可能

留意点

- 登録品種のみ
- 個人の趣味の家庭菜園には適用されない

自家増殖に関する許諾の負担を軽減するための措置

① 一括許諾

個別の農業者の増殖許諾を、団体等が取りまとめて育成者権者から一括して受けることも可能

② オープン戦略

育成者権者が許諾手続きを求めると判断した登録品種については、育成者権者がその旨を明示すれば、手続きなく増殖することができる。

！増殖した種苗の譲渡（有償・無償問わない）には、許諾が必要

(参考3) 農研機構の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾について



対象品目	主な品種	許諾方法等
<ul style="list-style-type: none">ぶどうカンキツ栗二ホンナシ 等	シャインマスカット、クイーンニーナ はるみ、せとか、津之輝、はれひめ ぽろたん、美玖里 あきづき、甘太、秋麗	<ul style="list-style-type: none">Webで申請（有料）農研機構が送付する証紙を園地に掲示遵守事項を遵守
<ul style="list-style-type: none">カンショイチゴバレイショ茶	ベにはるか、クイックスイート おいCベリー、恋みのり こがね丸、インカのひとみ せいめい、さえあかり	<ul style="list-style-type: none">Webで申請（無料）遵守事項を遵守
<ul style="list-style-type: none">稲コムギオオムギダイズサトウキビ 等	あきだわら、とよめき、きぬむすめ ネバリゴシ、ミナミノカオリ はるか二条、キラリモチ 里のほほえみ、シュウリュウ Ni23、Ni22	<ul style="list-style-type: none">HP等で遵守事項を確認遵守事項を遵守

※今後、品種の利用状況等の実態を踏まえて許諾方法等の見直しを検討。また、新たに登録される新品种について、品種の普及方針等により、上記以外の許諾方法となることもあり得る。

農研機構の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾について

【遵守事項】

- ①当該登録品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ②当該登録品種の種苗を海外に持ち出さないこと。
- ③収穫物や植物体の一部を種苗として用いる際は、当該登録品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別し利用すること。また、利用した種苗によって本登録品種の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、遅滞なく当機構に報告すること。なお、F₁品種のように収穫物が種苗に適さないなど、増殖の際に注意が必要なものがありますので個別にご相談ください。
- ④本許諾に基づき準備した種苗のうち自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。なお、果樹及び茶の場合、剪定枝は焼却等を行い確実に廃棄処分すること。
- ⑤本許諾に関連する書類やほ場について、必要に応じて当機構が調査することを認め協力すること。
- ⑥第三者から本登録品種の種苗を用いて得た収穫物や植物体の一部を種苗として譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なくその旨を当機構に報告すること。
- ⑦その他本許諾に係る事項について当機構の指示に従うこと。
- ⑧園地に掲示する証紙を、接ぎ木を行った園地の地上から1メートル程度の高さで公衆の見やすい場所に容易に飛散・脱落しないように掲示すること。（果樹の場合）
- ⑨許諾を受けて入手した証紙を有償・無償に関わらず第三者へ譲渡しないこと。（果樹の場合）

4 登録品種の表示の義務化

- 登録品種を譲渡・販売、そのための展示・広告を行う際は、登録品種である旨の表示が必要。
- 海外持出制限、栽培地域の制限がある場合、その旨の表示も必要。
- 育成者権者からも、種苗生産者、流通業者等に対して周知徹底を行うことが重要となる。

○登録品種であることの義務表示

- 以下のいずれかを記載
 - ①「登録品種」の文字を記載
 - ②「品種登録」の文字及びその品種登録の番号
 - ③省令に定める標章（PVPマーク；）
- 登録品種（過去に登録品種であった場合も含む）を販売等する場合に、当該登録品種名を使用（現行法と同様）

○海外持出制限、国内栽培地域の制限の義務表示

- ①海外持出禁止及び△△内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）
- ②海外持出禁止（農林水産大臣公示有）等の省令に規定された文字を記載

○義務表示と方法

- 種苗の譲渡や店頭販売の際、必要な表示事項を種苗の包装に直接表示する、又は必要な表示事項を記載した証票を種苗に添付
 - * 指定種苗制度の義務表示と異なり「店頭の見やすい場所」等への表示は不可
- 展示又は広告の場合、広告自体（カタログ、インターネット掲載等）に表示

【義務表示の例】（種苗法第21条の2及び22条）

例①

品種名：ノウリンイエロー

この種子は登録品種です（令和4年7月14日まで）※
海外持出禁止及び東京都内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）

※ 流通の過程で登録失効が予定されている場合は登録品種である期限を任意で表示することもできる

例②

品種名：ノウリンイエロー

（品種登録されています、品種登録番号：999999
アメリカ合衆国のみ輸出可（公示（農水省HP）参照）

例③

品種名：ノウリンイエロー

海外持出禁止（農林水産大臣公示有）



5 育成者権の取得・維持に要する費用の見直しと審査手数料の導入

- 出願品種の審査の品質向上のため、現地調査・栽培試験に係る手数料を導入
- 令和4年4月1日以降の出願品種については、栽培試験又は現地調査に当たって**実費相当額の手数料（審査手数料）が必要**となり、**支払わない場合は出願が拒絶**される
- 栽培試験及び現地調査の審査手数料は
 - ①種苗管理センターが行う栽培試験、現地調査は種苗管理センターから
 - ②国が行う現地調査は国から**実費相当額が請求**される
- 一方で、**出願料及び登録料を引き下げ**、**長期間登録を維持する場合の総額の負担軽減を図る**

【審査手数料を含めた費用の概要】

		法改正前	法改正後
出願料		47,200円	14,000円
審査手数料		—	栽培試験： 93,000円～ ・キノコ、果樹等については異なる ・必須形質に特別調査形質を含む植物は追加手数料が必要
			現地調査： 45,000円～ （通常2回実施を想定 90,000円）
			選択形質の調査を希望する場合は、別途必要
年間登録料	1-3年目	6,000円	4,500円
	4-6年目	9,000円	
	7-9年目	18,000円	
	10年目以降	36,000円	

5 栽培試験に係る手数料

- ✓ 農研機構種苗管理センターが実施する栽培試験は、特性審査において特性を調査する基本的な方法
- ✓ 栽培に必要な設備や年数等を勘案して植物の品目ごとに栽培試験手数料を設定
- ✓ **必須形質**に加えて**選択形質**の調査を出願者が希望する場合は別途手数料が必要

	対象となる植物	単位	金額(円)	実施主体 (納付先)
必須形質	一般的な出願品種	1回当たり	93,000	農研機構
	果樹、茶、観賞樹(一部を除く)	1回当たり (必要年数により異なる)	279,000~ 465,000	
	きのこ	1回当たり	424,000	
	必須形質に特別調査形質を含む植物 (トマト・イチゴ・トウガラシ メロン・コムギ等19種類)	1回当たり	105,000 ~273,000	

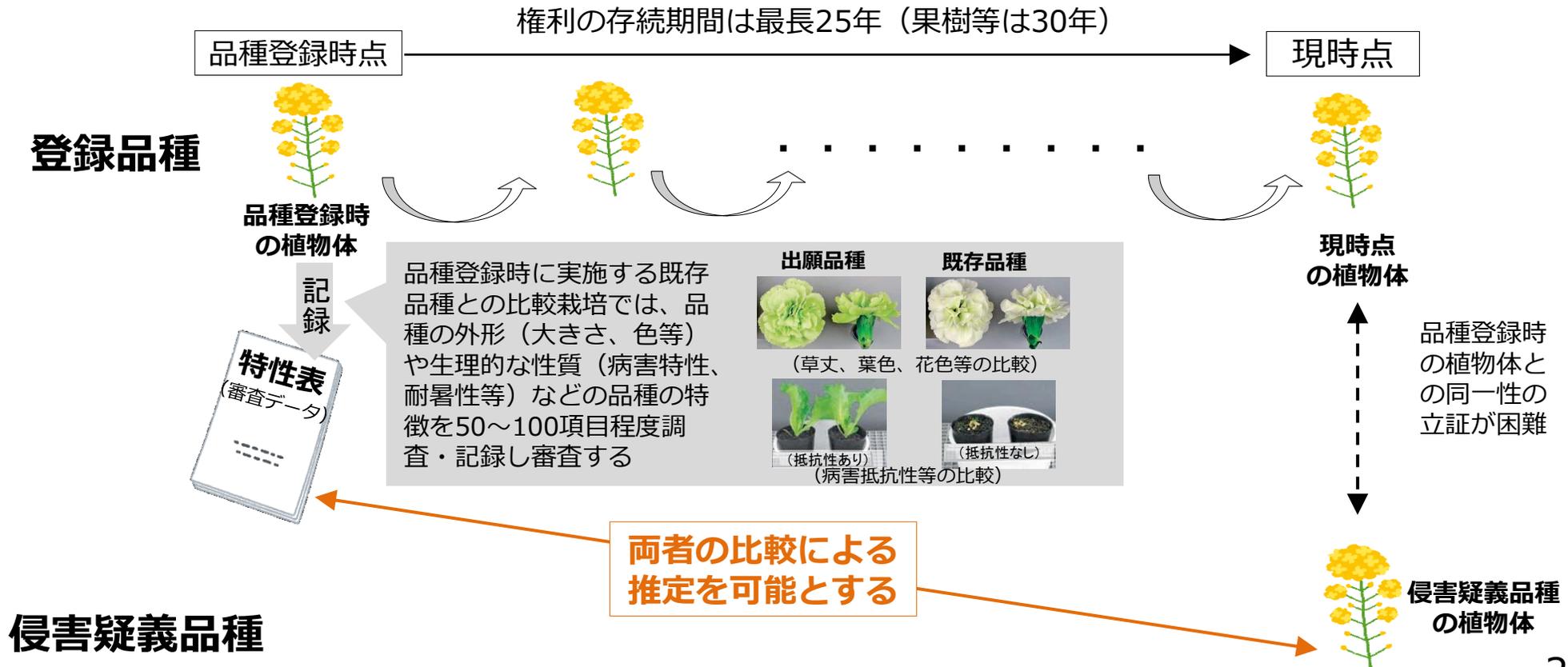
選択形質を記載した場合は、上記に加えて以下の金額が必要



選択形質	一部の植物 (66種類、252形質)	1形質当たり	8,500 ~275,000	農研機構
-------------	-----------------------	--------	-------------------	------

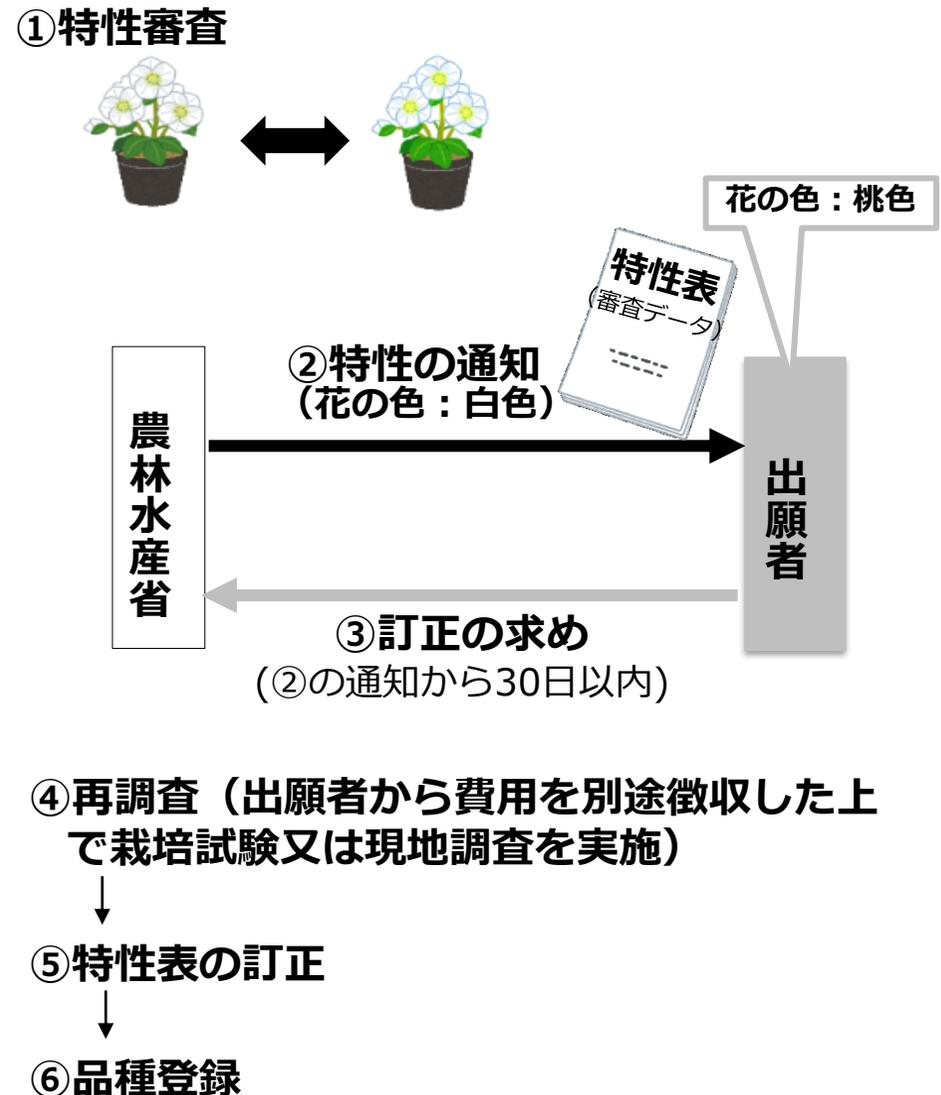
6 育成者権を活用しやすくするための措置①（推定規定の創設）

- 侵害立証においては、登録品種の植物体との比較が主な立証方法となるが、この立証は必ずしも容易ではない。
- 改正法では、品種登録時の品種の特性を記録した「**特性表**」（審査特性）と侵害が疑われる種苗とを**比較**することにより、育成者権が及ぶ品種であることを**推定**できることとし、**侵害立証の容易化**を図っている。



6 育成者権を活用しやすくするための措置②（訂正制度の導入）

- 農林水産大臣は**品種登録に先立ち**、出願者に対し、登録されることになる「**特性表**」を通知する
- 訂正の請求ができるのは、特性の願書（説明書）に記載のある形質に限られるため、**出願者が重要視する形質は、願書（説明書）に記載しておく必要がある**
- 通知後30日間、出願者は、当該「**特性表**」について**訂正の請求ができる**
- 訂正の求めがあった場合には、明らかに訂正する理由がないと認める場合を除き、農林水産大臣は特性の**再調査（栽培試験等）を実施し、事実と異なることが判明した場合は「特性表」を訂正する**（訂正請求手続に費用は不要だが、栽培試験等に係る実費相当分の費用は必要）

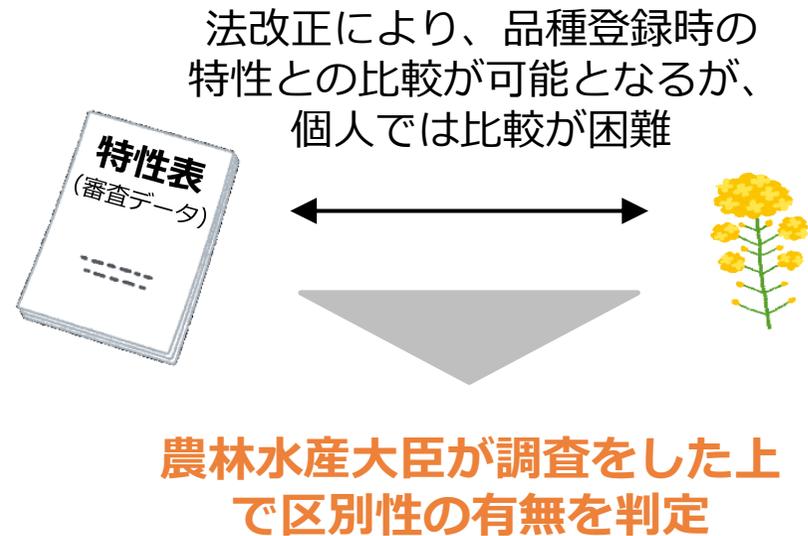


6 育成者権を活用しやすくするための措置③（判定制度の創設）

- 育成者権者等が**特性表と侵害疑義品種を比較することは困難**な場合もある
- このため、**育成者権者や侵害が疑われている者等が、農林水産大臣に対し、この比較を行い判断をすることを求めることができる「判定制度」を創設**（判定請求手続に費用は不要だが、栽培試験等に係る実費相当分の費用は必要）
- 判定結果は裁判での重要な証拠となるほか、判定制度の活用により、当事者間での示談交渉や裁判外紛争解決手続（ADR）等での**迅速な紛争解決**にも役立つことが期待される（ただし、判定の結果に法的拘束力はない）

登録品種

侵害疑義品種



7 職務育成規定の見直し

<改正前>

- 従業者等が職務育成品種を開発した場合は勤務規則等の定めにかかわらず、**品種登録を受ける地位は従業者等に帰属**するため、従業者等が**当該地位を第三者に譲渡可能**であり、譲渡を受けた**他者が先に出願し登録を受けることを防げなかった**
- 職務育成の**対価は金銭に限定**されていた

<改正後>

- 予め**勤務規則等で定めておく**ことで、従業者が開発した職務育成品種の品種登録を受ける地位を、**使用者等が当初から有することができる**
- **金銭に限定**されていた職務育成の対価に、昇進・留学機会等**様々な対価の設定が可能**

【留意点】

- 法改正後、職務育成品種に係る品種登録を受ける地位を、
 - 使用者が原始取得するか、
 - 従前どおり従業者が一旦取得したものを使用者が承継するかは組織ごとの方針（職務育成規程）による

【使用者が原始取得する場合の規定例】

- 職務育成品種については、その育成が完了した時に、(株)△△社が品種登録を受ける地位を取得する。

【従業者から承継する場合の規定例】

- ①従業員は、職務育成を行ったときは(株)△△社に速やかに届け出るものとする。
- ②(株)△△社が前項の職務育成に係る品種登録を受ける地位を取得する旨を育成者に通知した時に、(株)△△社は当該職務育成に係る品種登録を受ける地位を取得する。

8 在外出願者の国内代理人の必置義務化

- 在外者が出願する場合、国内に代理人（品種登録管理人）を置くことを義務付け

【留意点】

- 当該義務に違反した場合には、代理人を置く旨の補正命令が発出され、従わない場合には出願が却下される

9 指定種苗の販売時の表示の在り方の明確化

- 指定種苗制度で義務付けされている表示について、
 - ①品種名が明らかに存在しない場合、
 - ②種苗業者が一定の努力を払っても品種名が明らかにならない場合は、その旨（「品種名不明」等）の記載を求めることを明確化

【留意点】

- ①品種と言うに足りる固定化がされていない種苗や、特定の品種名を記載するに足りる純度が認められない種子であっても円滑に取引を行うために規定を明確化
- ②故意に複数の品種を混合した場合はそれぞれの品種毎の表示が必要

3. 育成者権管理の現状と対応の方向

農林水産業における知的財産の重要性

流出品種の現状

1. 流出国における生産拡大

ブドウ「シャインマスカット」

国名	栽培面積	総栽培面積に占める割合
中国	53,000ha	7% (2020年推定)
韓国	1,800ha	15% (2019年)
日本	1,625ha	12% (2018年)

※2020年以降、中国全体の栽培面積の10%を占めると言われている。

イチゴ「紅ほっぺ」

国名	栽培面積	総栽培面積に占める割合
中国	44,000ha	25% (2018~19年)

参考：日本におけるイチゴの栽培面積 5,200ha(2018年産)
(出典) 野菜生産出荷統計

(出典) 中国・韓国:(公社)農林水産・食品産業技術振興協会調べ
日本:平成30年産特産果樹生産動態等調査



画像出典：旬の食材百科事典

2. 流出国からの輸出拡大

2019年以降、シャインマスカットの韓国からの輸出量が日本からの輸出量を上回る。



タイ市場で発見された
韓国産「SHINE MUSCAT」

知財を保護しなければ日本の農業の競争力が失われるおそれ

知財を守るためには育成者権者の役割が重要

- 品種登録をして、改正種苗法に基づく海外持出制限等の届出をただけでは、新品種は守られない。
- 育成者権者自ら、登録品種の適正な管理、海外流出防止対策に取り組み、権利を守ることが必要。

育成者権者の様々な考え方

- 品種登録していれば、国が守ってくれる。
- 農業者への負担、品種の普及の観点から、自家増殖は自由に認めた方が良い。
- 農業者が海外流出させているわけではないので、自家増殖の管理は不要。
- 海外持出制限の届出を行ったため、種苗の流出は税関が止めてくれる。
- 県内の生産者と誓約書を交わしているので、海外流出はない。

- ✓ 本来、権利者自らが、知財権を守ることが必要
- ✓ 登録品種は適切に管理することで価値が高まり、農業者の利益につながる（適切に管理しなければ一般品種と同様）
- ✓ 侵害が起きた場合は、民事的措置が基本
- ✓ 許諾を得て増殖している者が把握できて初めて違法増殖を把握できる

種苗法の実効性を高めるため、育成者権の適切な管理が必要

育成者権者自ら、権利侵害へ対抗することが必要

- 育成者権者自ら、権利侵害を発見し、権利行使のための侵害立証を行うことが必要。

育成者権者自ら、以下の取組を実施することが必要

- 増殖を許諾する場合は、許諾先及び許諾の条件を明確に設定するなどにより、登録品種の増殖実態を把握する。
- 侵害が疑われる場合には、自ら権利侵害の事実を発見し、必要な権利行使のための侵害立証を行う。
- 収集した証拠を基に、必要に応じて弁護士等に相談し、警告書の発出、税関に対する輸出入差止申立て、訴訟などの必要な対応を行う（差止請求には、増殖の事実、許諾条件が遵守されていないことなどの証拠が、また、損害賠償請求には、違法増殖された種苗や収穫物の流通量を示す証拠が必要。）
- 国内出願と併せて、海外での品種登録出願を検討し、侵害リスクが高い国等には出願を行う（国の海外出願支援事業を活用可能）。

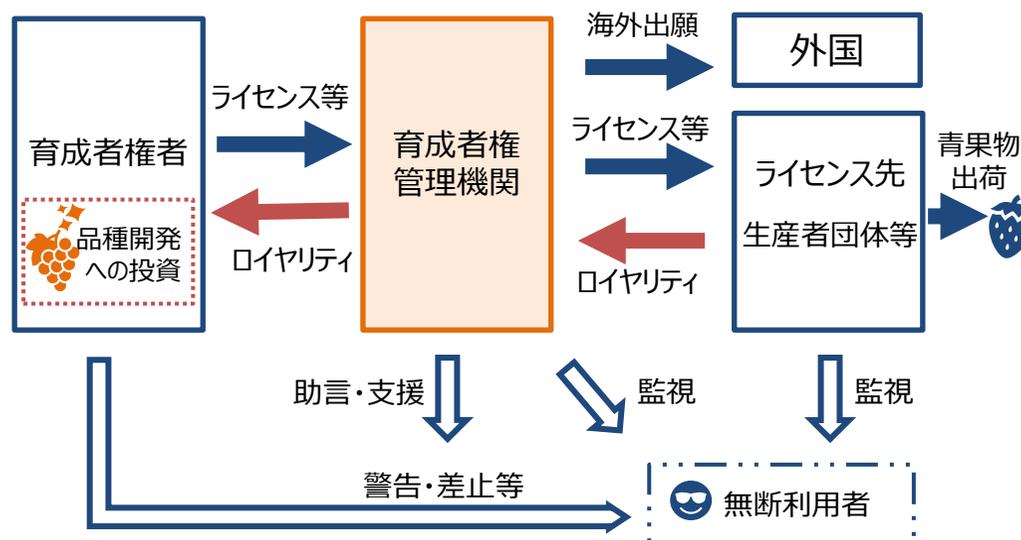
育成者権管理機関設立の検討

- 優良な品種の開発者である公的機関や中小種苗会社等では、登録品種の適切な管理が難しい現状。
- このため、育成者権者に代わって、専任的に知的財産権を管理し、ライセンスや侵害の監視・対応等を行う育成者権管理機関の設立を目指す。

対応の方向

- 育成者権管理機関は、育成者権者に代わって、海外への品種登録や侵害の監視を行うとともに、海外にライセンス（利用許諾）し、育成者権者にロイヤリティ（利用料収入）を還元する機能を果たす。
- まずは、農研機構を中心に、都道府県、日本種苗協会、全農等の関係者が連携し、2023年度から海外への品種登録や海外ライセンスの取組に着手し、早期の法人設立を目指す。

【育成者権管理機関のイメージ】



①植物新品種の海外流出防止

【現状】

- ・我が国では、これまでに優良な品種を多く開発してきたが、海外における植物新品種保護は十分に行われてこなかったため、海外で無断で栽培され、産地が形成されるといった問題が明らかになっていた。
- ・改正前の種苗法は、国内における権利保護を想定しており、登録品種であっても海外への持出しを止められず、守るべき知的財産の管理ができなかった。

種苗法の改正

- ・海外への持出制限が可能になる
- ・自家増殖を許諾に基づいて行う等の措置

我が国の強みである新品種の知的財産を守るとともに産地形成がされるように、制度の利用促進に向けた普及・啓発を行う

海外での育成者権の取得

海外での品種登録には、多額の費用、期間が必要。国が支援を行い、植物新品種の海外での品種登録を促す。

海外市場での流通の差止めや無断栽培に対する賠償請求が可能

海外の品種保護審査当局との協力強化

我が国の重要な市場となり得る東南アジア諸国において、品種保護制度に課題がある。

- ・我が国における品種登録審査結果の海外審査での活用
- ・UPOVの共通出願システムとの連携による海外出願事務の軽減

②知的財産の価値の適正な評価の定着

【現状】

- ・ 種苗の価格や増殖の許諾料が低廉なものが多く、知的財産としての価値の認識が低い上、育成者権が侵害された際にわずかな損害額しか認定されない可能性。
- ・ 特に、公的品種については、税金により種苗の開発が補助されていることから、種苗の価格や増殖のライセンス費用が低廉なものが多く、利用者が知的財産の価値を認識する機会が少ない実態。



- ・ 公的機関においては、侵害があった場合には適切な損失額が認定されるよう、適正な許諾料を設定
- ・ 収穫物の収益から許諾料を徴収する仕組みの導入

【メリット】

- ✓ 生産者や生産者団体と個々に契約を結ぶため、違法栽培の把握や損害回収が容易
 - ✓ 収穫物の収益に応じて許諾料を回収するため、果樹のような新品種の導入初期には収益が得られない品目では、収穫前の種苗段階での生産者の負担を軽減
- ⇒ 許諾料を新品種のプロモーションや品質管理、侵害対応等の費用に充てることで、品種の価値が高まり、生産者の所得が増加

③知的財産としての保護強化

改正前の種苗法では、海外流出対策が困難であることに加え、育成者の意思に反して種苗が増殖されることを制限することが困難であったことなどから、産地づくりを行う場合に十分な効力がなかった。

種苗法改正により育成者権の効果的な保護による産地づくりの推進

- ① 海外への持出制限
- ② 国内栽培地域の指定
- ③ 種苗の増殖は許諾に基づき行う
- ④ 侵害立証をしやすくする制度の導入

植物新品種は、知的財産として適切に保護されることで、その価値が高まることから、品種を利用する生産者や生産者団体も含めて、適切な保護に向けた取組が必要

(参考) 新品種を活用した海外展開

令和2年度食料・農業・農村白書

国内では、栽培地域の限定による高付加価値化や、他県での栽培を許諾し知名度を高めるなどの知財戦略により、生産者の収益を高めている。

農産物の輸出に当たっても、海外で品種登録を行い、当該国・地域における無断栽培を防止することや、特定の現地生産者等をパートナーとして品質や数量、出荷時期、輸出先等を管理させた上で栽培を許諾する戦略が有効。

④制度インフラの充実

- ・知的財産制度は、権利を有する者が自らの権利を保護するための行動を支える制度。
 - ・一方で、国が農林水産業者を守るべきという認識が定着しており、これが、農林水産業において、知的財産権の行使が十分に行われていない要因の一つ。
- 権利を行使しやすくするための技術的な支援等を行う制度インフラの充実が求められる。

種苗法の改正

育成者権については植物体自体が権利の範囲となり、侵害があっても立証が困難な場合がある

育成者権を活用しやすくするための制度を措置
(R4年4月施行改正種苗法)

- ・侵害の立証を容易にするため、品種登録時の特性を品種の同一性の判定に使用
- ・育成者権者や侵害が疑われている者などが、農林水産大臣に対し、この比較を行い判断をすることを求めることができる「判定制度」を創設

DNA分析による品種識別技術の開発

生産者が品種を利用する際に重要となるものはその品種の特性（表現型）であるため、区別性の立証等に遺伝子配列情報を活用しない仕組み

最近の遺伝子分析情報の発達等を背景に、国際的にも遺伝子配列情報を活用する技術開発が進められている

→品種育成に強みがある我が国としても、必要な技術開発等を進め、育成者権者等に共有することで適切な権利保護を図る

